

むつ市議会第206回定例会会議録 第2号

議事日程 第2号

平成22年12月8日（水曜日）午前10時開議

◎諸般の報告

【議案質疑、委員会付託、一部採決】

- 第1 議案第68号 むつ市立学校給食共同調理場条例
- 第2 議案第69号 むつ市部設置条例の一部を改正する条例
- 第3 議案第70号 むつ市総合開発審議会条例の一部を改正する条例
- 第4 議案第71号 むつ市住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部を改正する条例
- 第5 議案第72号 むつ市立学校設置条例の一部を改正する条例
- 第6 議案第73号 指定管理者の指定について
(むつ運動公園外3施設)
- 第7 議案第74号 指定管理者の指定について
(むつ市早掛レイクサイドヒルキャンプ場)
- 第8 議案第75号 指定管理者の指定について
(むつ市マリンハウス脇野沢外1施設)
- 第9 議案第76号 指定管理者の指定について
(むつ市ふれあい温泉川内外4施設)
- 第10 議案第77号 むつ市過疎地域自立促進計画について
- 第11 議案第78号 むつ市土地開発公社の解散について
- 第12 議案第79号 市道路線の廃止について
- 第13 議案第80号 市道路線の認定について
- 第14 議案第81号 むつ市固定資産評価審査委員会の委員に選任する者につき同意を求めることについて
- 第15 議案第82号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについて
- 第16 議案第83号 平成22年度むつ市一般会計補正予算
- 第17 議案第84号 平成22年度むつ市老人保健特別会計補正予算
- 第18 報告第17号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(平成22年度むつ市一般会計補正予算)

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（30人）

1番	鎌田	ちよ子	2番	上路	徳昭
3番	新谷	泰造	4番	工藤	孝夫
5番	横垣	成年	6番	菊池	憲太郎
7番	菊池	広志	8番	新谷	功弘
9番	澤藤	一雄	10番	石田	勝弘
11番	馬場	重利	12番	岡崎	健吾
13番	山本	留義	14番	千賀	武由
15番	白井	二郎	16番	富岡	修徳
17番	大瀧	次男	18番	目時	睦男
19番	野呂	泰喜	20番	川端	一義
21番	高田	正俊	22番	山崎	隆一
23番	浅利	竹二郎	24番	村川	壽司
25番	中村	正志	26番	佐々木	隆徳
27番	半田	義秋	28番	富岡	幸夫
29番	斉藤	孝昭	30番	村中	徹也

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	宮下	順一郎	副市長	野戸谷	秀樹
教育長	遠島	進	公営企業 管業者	遠藤	雪夫
代査委員	小川	照久	総務政策 部	阿部	昇
会管総政理 計者務部 策事長	澤畑	正敏	財務部長	下山	益雄
民生部長	齋藤	秀人	保健福祉 部	鴨澤	信幸
経済部長	櫛引	恒久	建設部長	山本	伸一
選挙管理 事務局長	成田	晴光	監査委員 局長	石田	武男
農委事務 局長	吉田	薫	教育部長	佐藤	節雄
公企業局 営長	佐藤	純一	川内庁舎 所	布施	恒夫

大所 畑 庁 舎 長 総政推 財政推 民政推 経副農課 総政総 総政企課 民市又課 経農水 部下課 川内庁 産建総 総政総	策進 務進 生進 済理水 策務主 策調 生一 済産主 設水 内設主 策務主	部策監 部策監 部策監 部事産長 務部課幹 務部調整長 部民以長 部林課幹 部道長 舎業課幹 務部課査	若 伊 奥 奥 室 野 高 猪 佐 杉 向 角	松 藤 川 島 館 藤 橋 口 藤 山 川 本	通 郎 次郎 一 光 範 聖 則 雄 行 勝 力	脇野 野所 沢長 舎務 策理課 総政副 務 財副財 務理課 民副国課 生理年 建副土 設理課 総政総 策務主 総政情 報政 経農水 済産主 経商課 済観 川内庁 舎設長 産業 務部課査 総政総 策務主	片 花 石 工 齊 村 柳 二 柳 山 澁	山 山 野 藤 藤 田 谷 柳 本 谷 下 田	元 春 了 保 司 尚 人 茂 志 一 剛	俊 鐘 昌 孝 謙 剛
---	---	---	-------------------------	-------------------------	--------------------------	--	-----------------------	-------------------------	-----------------------	-------------

事務局職員出席者

事務局長 総括主幹 主任主査	須濱石	藤田田	徹賢隆	哉一司	次長 総括主幹 主任	澤金井	谷澤向	松寿秀	夫子明
----------------------	-----	-----	-----	-----	------------------	-----	-----	-----	-----

◎開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（村中徹也） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は28人で定足数に達しております。

◎諸般の報告

○議長（村中徹也） 本日、諸般の報告については、特に申し上げる事項はありません。

○議長（村中徹也） 本日の会議は議事日程第2号により議事を進めます。

◎日程第1～日程第18 議案質疑、委員会付託、一部採決

◇議案第68号

○議長（村中徹也） 日程第1 議案第68号 むつ市立学校給食共同調理場条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので発言を許可します。25番中村正志議員。

○25番（中村正志） 議案第68号 むつ市立学校給食共同調理場条例について質疑をさせていただきます。

ここで述べております市立学校以外の公立学校というのはどういうふうなところを想定しているのか、またその際、市立学校以外の公立学校に給食を提供する際、その価格みたいなのはどのような形で決められるのでしょうか。

○議長（村中徹也） 教育部長。

○教育部長（佐藤節雄） お答えいたします。

まず、学校名ですけれども、青森県立むつ養護学校を予定してございます。

価格についてでございますけれども、保護者が負担する額という意味でありますれば、現在奥内小学校、近川中学校に提供しておりますけれども、その額と同じ額というふうな形になります。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 25番。

○25番（中村正志） 保護者が負担する額は同じということなのでしょうけれども、むつ市内の公立学校の場合、調理する方の人件費というのは多分給食費の中には含まれていないと思うのですが、その分を市が調理する人の賃金ということで、別で払っていると思うのですが、今回提供する学校というのは、むつ市立の学校ではなくて県立の学校になりますので、そこら辺の負担というのはどういうふうになるのでしょうか。

○議長（村中徹也） 教育部長。

○教育部長（佐藤節雄） お答えいたします。

保護者の負担分については、食材費等を保護者から徴収するという形になりますけれども、むつ養護学校が市に対して負担する分、これは市がいわゆる調理の部分の人件費、その他光熱水費、すべて消耗品等、これを負担しているわけなのですが、その部分については案分によりまして、むつ養護学校のほうに負担していただくと。その額は、おおよそ今の試算ですと120万円程度になるのかなというふうに予定しております。

以上でございます。

○議長（村中徹也） これで中村正志議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。29番齊藤孝昭議員。

○29番（齊藤孝昭） 今のむつ養護学校に係るのですが、現在むつ養護学校の給食施設で働いている人は今後どういうふうになるのか。さらに、

その給食施設は今後どういうふうにご利用されるのかお知らせください。

○議長（村中徹也） 教育部長。

○教育部長（佐藤節雄） お答えいたします。

むつ養護学校のほうは、これまで学校給食を提供しておりませんでした。このむつ養護学校からの要請は、平成15年度に、もう既に市のほうにそういう学校給食をしたいというふうな打診がございまして、協議を重ねていた経緯がございます。そして、平成20年の5月から一応試行という形でございますけれども、うちのほうのいわゆる提供体制に問題がないかというふうなことを検証するために試行的に実施してございます。最終的に問題がないというふうなことになりましたので、このたび条例改正をさせていただいて、きちんとした形の提供をしたいというふうなことでございます。

以上でございます。

○議長（村中徹也） これで斉藤孝昭議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。13番山本留義議員。

○13番（山本留義） 関連でお尋ねさせていただきます。

今近川中学校のその設備は、中学校と奥内小学校の2校に給食を提供していると思うのですが、今度むつ養護学校のほうには何食分を提供するのか。そしてまた、それをすることによって、今いるスタッフで間に合うのかどうかお伺いします。

○議長（村中徹也） 教育部長。

○教育部長（佐藤節雄） お答えいたします。

平成22年度では、奥内小学校には77食を提供してございます。中学校のほうには、59食というふうなことで、合わせて136食を提供してございます。ただ、南通地区学校給食共同調理場の施設能力ですけれども、これは300食でございます。した

がいて、その余力を使いまして、むつ養護学校、これは22年度では123食というふうな予定ですけれども、23年度では若干ふえる予定です。それでも259食というふうなことで、その施設の能力で十分対応できるというふうな形になります。

（「今のスタッフで十分なのか」

の声あり）

○教育部長（佐藤節雄） 職員のスタッフにつきましては、現有の職員、いわゆるむつ市立学校に提供していた人数、この範囲内ですべて対応が可能というふうなことで、現在は所長が1人、栄養士が1人、市の調理員が3名という体制で実施してございます。

以上です。

○議長（村中徹也） これで山本留義議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

以上で議案第68号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第68号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

◇議案第69号

○議長（村中徹也） 次は、日程第2 議案第69号むつ市部設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

以上で議案第69号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第69号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、

総務教育常任委員会に付託いたします。

◇議案第70号

○議長（村中徹也） 次は、日程第3 議案第70号 むつ市総合開発審議会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので発言を許可します。17番大瀧次男議員。

○17番（大瀧次男） 議案第70号 むつ市総合開発審議会条例の一部を改正する条例に対して質疑をいたします。

公募による市民を選ぶとありますが、何人を選ぶのでしょうか。それと、公募多数の場合の選任方法をお知らせ願います。

○議長（村中徹也） 総務政策部長。

○総務政策部長（阿部 昇） お答えをいたします。

審議委員30人以内で公募による市民の人員、公募多数の場合の選定方法というお尋ねでございますが、現行は委員数が25名以内とされておりますので、公募による市民の人数は5名程度を想定してございます。

公募による市民の募集人数に対し応募者が多数であった場合につきましては、公平公正を期す意味で、副市長を筆頭とし、総合開発計画等を所管しております私総務政策部長並びに総務政策部政策推進監及び企画調整課長のみならず、市政全般に関係する総務課長や市民と接する機会の多い秘書広聴課長など、幅広い分野の担当課を組み入れた委員で、提出される書類、例えば作文ですとか、あるいは小論文、こういったところについて多様な目線からの評価を加え、選考のうえ、最終的には市長の決裁を受けまして決定すると、こういう仕組みで考えてございますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長（村中徹也） 17番。

○17番（大瀧次男） よくこういう公募をするとい

うこととなりますと、大きな団体とか組織で大人数を公募させ、そして審議会の意見が左右されるという場合もありますので、十分に選出方法は考えていただきたいと、このように思ひます。

以上です。

○議長（村中徹也） これで大瀧次男議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

以上で議案第70号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第70号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

◇議案第71号

○議長（村中徹也） 次は、日程第4 議案第71号 むつ市住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。14番千賀武由議員。

○14番（千賀武由） ちょっとお聞きしたいと思います。

総務省は、市町村が住民基本台帳カードを交付する際の本人確認の徹底を周知するよう通知したようでございますが、これは住基カードの不正取得防止のためであろうかと思うところであります。そこで、当むつ市ではこの不正防止等のための本人確認をどのように徹底しているのか、確認のためお聞かせを願ひたい。

それとまた、当市ではこのような不正取得は今まであったのか、なかったのか、その点についてもお知らせを願ひたいと思ひます。

○議長（村中徹也） 民生部長。

○民生部長（齋藤秀人） 千賀議員のお尋ねにお答えいたします。

1点目の住基カードを交付するに当たっての本人確認でございますけれども、まず窓口的な交付については市民課が、または分庁舎については市民福祉課が担ってございます。その部分において、住基カードに限らず本人確認の部分においては、例えば免許証とか保険証とか診察券とかというふうなもの、ある程度外部的なものでつくったものといえますか、本人以外がつくったもので確認させていただくと。それを持っていない方については、本人しか知り得ない情報を我々が口頭でお尋ねして、そういうことで本人を確認するということが住基カードを交付してございます。

また2点目の不正取得という部分でございますけれども、今のところはそのようなことの報告、連絡は入ってございません。

以上でございます。

○議長（村中徹也） これで千賀武由議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。29番齊藤孝昭議員。

○29番（齊藤孝昭） 議案第71号は、住基カードを使って住民公開端末を利用したサービスを提供するという議案ですが、住民公開端末はどこに何台現在設置してあるのか。また、その端末の使い方を今後どのように住民に対して説明をしていくのか、またコマーシャル、PRをどのようにしていくのかお知らせください。

○議長（村中徹也） 総務政策部長。

○総務政策部長（阿部 昇） お答えいたします。

まず1点目のいわゆるキオスク端末の設置場所、どこに何台かというお尋ねでございますが、各庁舎及び本庁舎それぞれに1台ずつ設置してございます。総計4台でございます。

また、使い方につきましては、タッチパネル方式で措置されておりますので、ある種のパソコン

の意識になかなか入り切れないような方々も含めまして、広く老若男女が使用できるような仕様になっております、仕組みになっておりますので、そういう点では簡易に利用できる設備だと認識しております。

それと、使い方につきまして、あるいはPRという方法でございますが、現在住基カードの普及率そのものは、我が市は青森県内でも一応4位ということで、青森県の普及率が2.8%に對しまして、むつ市が3.9%と、こういう位置にありますものの、普及という点では、11月末現在で2,529枚住基カードを発行してございますので、さらに市政だより等を通じながら啓蒙を図り、PRの促進に努めてまいりたいと、このように思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（村中徹也） 29番。

○29番（齊藤孝昭） 住民の利便性の確保という観点から、当然キオスク端末の増設または設置場所の検討も今後必要だと思っておりますが、今の答弁ですと、各庁舎にしかないということで、各庁舎にしかないということは、例えば窓口に来ると機械を使わなくても窓口で手続できるということは、別にそこにキオスク端末なくてもいいのではないかと。あったほうが便利かもわかりませんが、そんな考えもありますので、できれば図書館とか公共の施設に増設する、またはもっと先に進むと、セキュリティの関係はあるものの、コンビニ等でもキオスク端末を置いて発行できるというふうなことも考える必要があると思っておりますが、その点についてどのようにお考えなのかお知らせください。

○議長（村中徹也） 総務政策部長。

○総務政策部長（阿部 昇） 一応設置の拡大と申しますか、そういう点につきましては、私どもの今住基関係の情報システム、これのまた計画が24年度に予定しているものがございまして、そ

の辺の兼ね合い等を見合わせながら、その拡大について検討してまいりたい。

なお、参考までにコンビニへの設置でございますが、その機種のいろんな特殊な装置の関係で、現在青森県も含めまして、セブンイレブンという会社のみ対応が可能となっているということでございまして、裏返せば本県、私どものむつ市も含めまして、まだコンビニエンスストア自体にそれを受け入れるような対応ができていないということもございまして、平成24年度ということを目途に検討させていただくということでございます。

それから、先ほどの私の答弁で一部訂正がございます。設置の箇所と基数ですけれども、各庁舎及び本庁舎、かつ図書館、それから中央公民館、計6基でございます。おわびして訂正させていただきます。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 29番。

○29番（齊藤孝昭） よくわかりました。ぜひ利便性の確保という観点から対応をお願いしたいと思います。

そこで、料金の受領の問題ですが、この料金の支払い授受は、端末でやった場合どういうふうなやりとりになるのでしょうか。

○議長（村中徹也） 民生部長。

○民生部長（齋藤秀人） メーカー側から示された部分については、自動交付機という住民票もしくは印鑑登録証とかという部分については、当然市としては手数料をいただいておりますので、その部分については自動交付機にあってもそのようなシステムを備えてございます。要は紙幣または硬貨について、そういうようなもので出し入れができるというものでございます。

○議長（村中徹也） これで齊藤孝昭議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

以上で議案第71号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第71号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

◇議案第72号

○議長（村中徹也） 次は、日程第5 議案第72号 むつ市立学校設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

以上で議案第72号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第72号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

◇議案第73号

○議長（村中徹也） 次は、日程第6 議案第73号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案は、むつ運動公園外3施設の管理を行わせる指定管理者を指定するためのものです。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありませんので発言を許可します。5番横垣成年議員。

○5番（横垣成年） 指定管理者の指定についてですが、今回の指定に当たって指定管理料が、これは前回より若干上がっているというか、市の負担がふえているというふうに言ったらいいのでしょうか、そういう形で前回とは違う数字になっているのです。例えばこれは運動公園ですから、前回は、3年間ですけれども、1億5,897万円という

ことですね。今回は1億8,366万円ということで、3,000万円弱がふえているわけです。今回の添付資料があるのですが、そこら辺のことが全然書いてなくて、今後の収支計画というのが載っているだけなのです。これだと、どうしてこういう数字になるのかというのが全くわからないので、そこら辺の説明をしてもらいたいという意味で、今までの収支状況というのはどうだったのかと。結局今までの収支状況が赤字だったから今回引き上げをしたというふうにしかならないのですが、そここのところの説明をお願いしたいというふうに思います。

○議長（村中徹也） 民生部長。

○民生部長（齋藤秀人） 横垣議員のお尋ねにお答えいたします。

収支状況についてお答えいたします。指定管理の期間でございますけれども、本年が今3年目ということでございますので、過去2年間についてまずお答えいたします。

平成20年度の指定管理料を含めた収入総額が、本管理者の場合は7,530万6,652円で、それに対する支出の総額が8,052万8,846円で、522万2,194円の赤字決算となっております。また、昨年度、平成20年度の指定管理料の変更として521万3,000円の増額変更を議会において補正予算を組ませていただきまして、増額変更してございます。平成21年度の収支状況、昨年状況でございますけれども、収入総額が7,778万2,162円、支出総額が7,850万9,460円となりまして、72万7,300円の赤字決算となっております。

指定管理料が今回増額になっている部分ということでございますけれども、指定管理料の積算に当たっては、収支の差額を指定管理料としてございまして、今回2期目の指定管理料の基準額を決定するに当たりましては、施設使用料、スキー場の利用料も含めまして、直近3カ年の平均値とし

てございます。過去ですと、これを3カ年ではなくて今までの平均という部分ですけれども、直近の3カ年というふうな形で、利用の平均値をとって現実に即したものにしたというふうなことがまず1点目挙げられます。

また、支出経費についてでございますけれども、指定管理業務2年間の、今ご説明申し上げました支出基準、これらを参考としまして積算してございます。その中に新たに野球場の改修、今年度と来年度でございますけれども、これによる芝生の管理、この経費、またはキッズグレンデの管理というふうな部分について上乘せが見込まれるというところや、またこの指定管理者が今管理している部分において、その広告費等の経費もある程度認めなくてはいけないだろうというところの積算もございまして、その結果今回指定管理料として前回よりも上がった形でご提案申し上げたというところでございます。

○議長（村中徹也） 5番。

○5番（横垣成年） できればそういうところを参考資料というのに載せてもらいたいのですが、そここのところを検討できないかどうかというのを答弁願いたいと思います。

それと、平成20年度マイナス522万円、多分これほとんどスキー場のほうかなというふうに思うのですが、いわゆる今までの説明だと、雪の状態でいろいろ収入が変わるので、その都度修正かけるといふふうに私は理解しておりますので、そういう意味では今までの指定管理料の積算で計算すべきではないのかなと、これちょっと私の考えですが、そういうのでいいのかなとわかりませんが、そして、もし何かまた雪が降らなかったというふうになったときに修正をかければいいのではないかなというふうに思うのですが、今回の積算基準を見ると、そういう意味でマイナス522万円になったというのもうひっくるめて、雪がも

う少ないよという前提で何か計算しているのかなというふうに思うのですが、そこのところはいかがでしょうか。2点ほどよろしくお願いします。

○議長（村中徹也） 民生部長。

○民生部長（齋藤秀人） 答える順番がちょっと逆になりますけれども、まず今回の指定管理料の考え方というふうなところだと思います。

横垣議員おっしゃるとおり、この指定管理者の指定を提案するに当たっては、これまでもこのスキー場の利用料金はかなり指定管理料に影響するということなので答弁申し上げてございます。これを踏まえまして、内部的にも十分検討してございます。

まず、今回3年間という提案でございますけれども、3年間の中で指定管理者に経営をしていたくというふうなところの経営の努力を行える期間にしたいと。その中で指定管理料が毎年変わるようであれば、経営の努力といたしますか、また市から見ますと、何ら普通の委託と変わらないというような状況になると思いますので、その辺については指定管理としての、その制度を崩さないという考えを持ってございます。

その中で、では収支の部分ということでございますけれども、なぜ3年間かといいますと、これ議員と同じ思いですけれども、やはりスキー場離れというものがこの収支に、収入に十分あらわれてきたのではないかと。そうしますと、あらわれている部分も十分踏まえながら3年間というふうなことで平均をとったというところで、その部分が前回1期目の指定管理の分と比べますと、差がかなり出ています。700万円、800万円という部分で下がっているとなりますので、それを踏まえて今回その指定管理料を上げたということでございます。

○議長（村中徹也） 総務政策部長。

○総務政策部長（阿部 昇） もう一点目の参考資

料の内容の盛り方という点でございまして、お手元に参考資料として付している内容がございまして、今議員発言の趣旨も踏まえさせていただきます、よりよい審議に資するような、よりよいものを求めていく姿勢で検討課題とさせていただきますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（村中徹也） これで横垣成年議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。29番齊藤孝昭議員。

○29番（齊藤孝昭） この議案は、スキー場並びに運動公園等を指定管理するという議案であります。このスキー場を指定管理するというふうな議案が出たときから、スキー場は指定管理になじまないという話を常にしてまいりました。先ほどの質疑と答弁にもありまして、当初の平成20年度520万円の赤字、次の平成21年度72万円の赤字、まだ平成22年度の決算は途中なので出ないと思っておりますが、多分平成22年度も赤字になる予想がされます。この指定管理を受けたむつ市陸上競技協会は、あくまでもNPO法人は取得したものの、会員の会費またはその他の事業のみの収入しかない団体であります。こう赤字が続くと、その赤字の処理はだれがするのかとか、行政でも当然チェックしていると思っておりますが、そこのところをまず赤字が出た場合の清算方法、どういうふうになっているのかお知らせください。

○議長（村中徹也） 民生部長。

○民生部長（齋藤秀人） 赤字の処理の方法でございまして、もしとか仮の話なのでございまして、今回2年にわたって赤字ということについては、これは変更協定書に基づいて3年度目、今現在の収支が出た段階において、全体で黒か赤かという部分において返還もしくは前回20年度の部分の不足分は返還しないというふうなところ

ろは決めてございます。しかしながら、全体の赤字というふうな部分についてですけれども、今回の中で精査されたのは、いわゆる指定管理者がどのような経営の努力をしているかという部分が評価が高かったというふうなことでございます。努力はしているけれども、なおかつ赤字だと。しかしながら、徐々に赤字も縮減されてきていますし、将来に向かって今回提案されていますけれども、提案した中でのやはりスキー場の利用料金が下がっているということを踏まえまして、指定管理料を上げたことにより、今後健全経営が図れるものと考えてございます。

○議長（村中徹也） 29番。

○29番（齊藤孝昭） ということは、赤字にならないために指定管理料を上げたという考え方もあるということではないですか。先ほどの答弁では、野球場に芝生を張るから、その管理が必要だとか、その他の何か追加の施設をつくるので、その管理が必要だということの理由で指定管理料を上げたということですが、そのほかにもこの赤字を解消するために指定管理料を上げたというふうな考え方一部あるやに私は思いましたが、そのところはもう一度お答えください。

○議長（村中徹也） 民生部長。

○民生部長（齋藤秀人） 答弁がその赤字の部分でお話ししたのは、ちょっと誤解を招いたと思えますけれども、まず先ほど、今指定管理を行っている管理者よりこれは継続的に行っていただくということで提案したのですけれども、その部分において、経営の部分でございますけれども、確かに平成20年度においては雪が少ないと、その中においても1,690万円ほどのリフトの利用料があったし、また平成21年度は雪が通常よりもありましたけれども1,920万円と。この部分については、先ほど横垣議員のお尋ねにも答えましたけれども、過去の平成11年から平成17年の利用料よりは相

当、700万円ほど、また500万円ほど見込みよりも下がったのではないかというふうなところでございます。

一方、支出においては、計画の支出としてはこのときは8,423万円ほどを見込んでございました。しかし、経営のほうとしては指定管理者の決算の中では、これが8,400万円ではなくて、平成20年度は8,000万円を支出していると。また、平成21年度はそれよりも縮減して7,850万円という部分が支出されているというところで、この部分については非常に経営努力がうかがえるというところから、今後の指定管理者として担ってもらう分はかなり期待できるのかなと思ってございます。

それとは別個に、指定管理料を新たに設けるに当たっては、今の直近3年間のスキーの利用料を勘案して、より現実的なものにしたということで提案したところでございます。

○議長（村中徹也） 29番。

○29番（齊藤孝昭） もう一度お聞きします。スキー場は指定管理になじまないという観点から、赤字が出た場合、今回新たに指定管理になる前の契約、平成22年度末までの3年間で赤字になった場合、その赤字の処理はだれがどういうふうに行うのかお知らせください。

○議長（村中徹也） 民生部長。

○民生部長（齋藤秀人） まず、平成20年から平成22年までの赤字の処理という部分でございますけれども、これは指定管理者が行うものというふうに基本的には考えてございます。

○議長（村中徹也） これで齊藤孝昭議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。3番新谷泰造議員。

○3番（新谷泰造） まず、実質上の継続になっているのですけれども、他に応募法人があったのか、第1点。

それから、資本金、基本財産について。ここに

は906万8,000円とあるのですけれども、NPO法人は資本金ないわけですから、基本的財産としてどのような内容のものか、説明をお願いいたします。

以上です。

○議長（村中徹也） 民生部長。

○民生部長（齋藤秀人） 2点ほどのお尋ねでございます。まず1点目の公募状況でございますけれども、まず公募に当たっては、説明会がございます。説明会に参加しない限りは応募ができないとなっております。説明会においては2社が見えました。しかしながら、実際申請があったのは1社というようなことです。

2点目の基本財産の分については、担当課長よりお答え申し上げます。

○議長（村中徹也） 市民スポーツ課長。

○民生部市民スポーツ課長（猪口和則） 基本財産というお尋ねですが、ここはやはりNPO法人ですので、資本金というものはありません。基本財産というのは運用資金での財産ということになります。

以上です。

○議長（村中徹也） これで新谷泰造議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

以上で議案第73号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第73号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、民生福祉常任委員会に付託いたします。

◇議案第74号

○議長（村中徹也） 次は、日程第7 議案第74号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案は、むつ市早掛レイクサイドヒルキャンプ

場の管理を行わせる指定管理者を指定するためのものです。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので発言を許可します。5番横垣成年議員。

○5番（横垣成年） 前議案と同じようなお尋ねであります。

今回の早掛レイクサイドヒルキャンプ場の指定管理料も前は3年間で2,009万7,000円だったのですが、今回は2,040万円ということで、若干引き上がっておりますので、こちら辺もどうしてこういう形になったのか。本当は指定管理するのであるから、サービスはよくなって、指定する料金は引き下がっていくというふうな当初の説明もありましたので、なぜ引き上がったのかというところを今までの収支状況も含めて説明をしてもらえればなというふうに思います。

○議長（村中徹也） 経済部長。

○経済部長（櫛引恒久） お尋ねにお答えいたします。

まず初めに、3年間の収支状況とのお尋ねでございますが、現在3年目の指定管理期間中で収支が確定しておりませんことから、平成20年度と平成21年度の2年間の収支状況をご説明いたします。

指定管理業務に関する収支は、平成20年度は収入額が956万1,000円に対し支出額は911万7,000円で、44万4,000円の黒字、平成21年度は収入額が973万8,000円に対し支出額は899万3,000円で、74万5,000円の黒字となっております。しかしながら、施設の有効利用を図るため、さまざまな自主事業を実施しており、その収支を合計いたしますと、平成20年度は29万6,000円の赤字、21年度も4万2,000円の赤字となっております。

これらを踏まえました指定管理料が増額になった理由でございますが、平成20年度から平成22年度の指定管理料は、平成20年度が675万1,000円、

平成21年度が669万8,000円、平成22年度が664万8,000円でありました。平成22年度と比べまして、今回提案いたします指定管理料は15万2,000円ほど増加しておりますが、この要因は人件費の積算に市では厚生労働省賃金構造基本統計の結果を根拠にすることで統一したことや、施設の経年劣化を考慮した修繕費などの各支出科目ごとに実績を踏まえて積算したことによるものであります。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 5番。

○5番（横垣成年） 先ほども言ったのですが、参考資料にはやっぱりそういうところを今後載せてもらいたいと思うのですが、そのところを前の答弁と同じであればそれで……同じですか、ということになりました。

それで、今回は結局人件費がふえた大きな原因というふうに私はちょっと聞いたのであります。そういう意味では前は厚生労働省ですか、そういったところの指針といいますか、そういうのが余り考慮されないで積算してしまったと。たしか今までは、指定管理料の人件費の分は青森県内の人件費の平均で算出しているとかという記憶あるのですが、そのところの関連の説明。前は青森県の平均で何か算出したというところ、そのところと今回の算出の違いというか、そのところももう少し詳しく教えてもらえればなというふうに思います。

○議長（村中徹也） 総務課長。

○総務政策部副理事総務課長（花山俊春） お答えいたします。

指定管理者の指定管理料の積算における人件費の部分の取り扱いについてでございますけれども、3年前に同じように選定委員会の場で、それぞれの指定管理料の積算というものを根拠づけていたわけです。そのときには、今現在使っております厚生労働省の賃金構造基本統計調査によりま

す数字をもととしてはおりませんでした。例えば青森県のほうでまとめております商工会議所とかが中心になった調査というのもございまして、そういうふうな部分の単価を用いていたということもございまして。ただし、その調査に関しましては、毎年あるものではないとお聞きしております。今回統一した理由といたしましても、直近のデータを用いることが必要であろうと。そういうふうな観点で、厚生労働省のほうは毎年6月に各県の賃金単価の状況を調査したものでございまして、今回からは統一してこの単価を用いることとしたところです。

○議長（村中徹也） 5番。

○5番（横垣成年） ちなみに、今青森県の最低賃金が時間給六百幾らですか、ちょっとわかりませんが、そのところの金額もちょっと詳細に教えてもらいたいのですが。今までの商工会のやつは、1日当たりでもいいのですけれども、大体時間給はどのくらいか。結局今回の厚生労働省の指針によって単価が上がったというふうに考えればよろしいのか。また、どのくらい上がったのかということ。今回の改正が、早掛レイクサイドヒルキャンプ場だけではなくて、ほかの議案にもちょっと及びますが、ほかのほうの指定管理の人件費の計算も同じように引き上げするというふうに考えてよろしいかどうか、そのところもよろしく願いいたします。

○議長（村中徹也） 総務課長。

○総務政策部副理事総務課長（花山俊春） 実は、前使っていた単価と申しますのは、先ほど申し上げました青森県のほうで調査しているものだけではございまして、市役所の臨時職員の単価とか、そういうものを用いている部分もありまして、各指定管理団体の人件費をはじき出す部分においてまちまちだったという部分がございまして。

それで、青森県の単価の部分というのは、今現

在ちょっと手元に資料ございませんので、今用いている厚生労働省のほうの調査のものとの程度の差があるのかというのは、ちょっとつかんでおりません。ただし、厚生労働省のほうの今現在の用いた単価は、平成21年の青森県の結果として月額で年齢別、または男女別でつかんだ賃金でありまして、押しなべて以前使っていた単価よりも高くなるということではございません。その点ご了解いただきたいと思えます。

○議長（村中徹也） これでは横垣成年議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

以上で議案第74号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第74号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

◇議案第75号

○議長（村中徹也） 次は、日程第8 議案第75号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案は、むつ市マリnhaus協野沢外1施設の管理を行わせる指定管理者を指定するためのものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので発言を許可します。5番横垣成年議員。

○5番（横垣成年） この議案も前議案と同様のお尋ねになります。

マリnhaus協野沢は、前回はたしか指定管理料はゼロ円だったと記憶しております。今回は93万3,000円と、高い金額ではありませんが、ゼロ円から93万3,000円というふうになりましたので、今までの収支状況も含めて、このふえた原因をお知らせ願いたいと思えます。

○議長（村中徹也） 協野沢庁舎所長。

○協野沢庁舎所長（片山 元） お答えいたします。

まず、3年間の収支状況とのお尋ねでございますが、現在3年目の指定管理期間中で収支が確定していませんことから、平成20年度と平成21年度の2カ年の収支状況をご説明いたします。

平成20年度においては、収入額387万3,000円に對しまして支出額は363万7,000円で、23万6,000円の黒字でございました。平成21年度においては、収入額364万4,000円に對しまして支出額は387万円で、22万6,000円の赤字となっております。

次に、指定管理料が増額になった理由についてであります。指定管理料の算出につきましては、平成20年度から平成22年度までは平成18年度の収支実績に基づきまして、マリnhaus協野沢の料金収入で協野沢流通センターの経費を補うことができるものとして、指定管理料をゼロ円としておりましたが、販売収入の落ち込みによる利用料金の減少や協野沢流通センターの清掃作業員に係る人件費及び電気利用料金が増になっていることなどから経費の見直しを行い、3年間の指定管理料を93万3,000円としたところでございます。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 5番。

○5番（横垣成年） としますと、販売額によって今後の指定管理料が左右されるというふうを考えていいかどうか。それと、ここのところの、先ほど出ましたけれども、人件費は厚生労働省に基づいて計算されているものかどうか。

以上、2点お願いします。

○議長（村中徹也） 協野沢庁舎所長。

○協野沢庁舎所長（片山 元） マリnhaus協野沢の収入は、売り上げの6%で料金収入をいただいております。したがって、販売が落ち込むと当然収入が減ることになります。

それから、人件費ですけれども、一般の職員に

つきましては、直営時代からやっている漁協の職員の給料年額に対しまして、17%ほどを見込んでいます。また、清掃作業員につきましては、市の臨時職員の単価を参考にして計算しております。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 5番。

○5番（横垣成年） 販売が落ちたから、落ちる予想だから今回指定管理料を、3年間ですけれども、93万3,000円にしたということではありますが、やっぱりちょっと納得できないのが、例えば本当に努力して販売が落ちてしょうがないというのであれば仕方ないのでありますが、自動的に、ただ店に行き、いや、売上げが落ちたと、であるから次から指定管理料を上げてほしいというふうな流れになるのは非常に危険だなというふうに思っているのです。だから、販売が落ちたというのは、その指定管理者の努力がやっぱり足りなかったというふうに考えて、自動的に管理料を引き上げるというのはちょっと甘いところがあるのかなというふうに思いますので、そこをどのように吟味したのか。次からもっと努力すると販売額が今まで以上になるのではないかなというふうに考えると、指定管理料は今までどおりのゼロ円にして、もうちょっと努力してほしいというふうにはできなかったものかどうか、お答え願いたいと思います。

○議長（村中徹也） 脇野沢庁舎所長。

○脇野沢庁舎所長（片山 元） 直営時代におきましては、確かに今から比べますと入館者も多くて物もよく売れました。積算時には、年間の売上げを2,600万円ということで見込んでいましたけれども、実際平成20年、平成21年度の実績によりますと、2,200万円から2,400万円ということで、この落ち込みは横垣議員がおっしゃるとおり、その辺も多少あるかと思えます。うちのほうとしても、その辺は十分指導はしていますし、今後とも

指導してまいりたいと思いますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（村中徹也） これで横垣成年議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

以上で議案第75号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第75号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

◇議案第76号

○議長（村中徹也） 次は、日程第9 議案第76号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案は、むつ市ふれあい温泉川内外4施設の管理を行わせる指定管理者を指定するためのものがあります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので発言を許可します。5番横垣成年議員。

○5番（横垣成年） この議案も前議案と同様のお尋ねであります。

今回の指定管理料は、前回3,861万3,000円となっておりますが、今回は4,181万7,000円ということで、今回も300万円前後ですか、ふえております。このふえた理由を収支状況も踏まえてお知らせ願いたいと思います。

○議長（村中徹也） 川内庁舎所長。

○川内庁舎所長（布施恒夫） むつ市ふれあい温泉川内外4施設の指定管理の状況であります。ただいま指定管理料が四千幾らというふうな話でございましたけれども、前回は1,287万円、今回は1,393万円となっておりますので、そのあたりでお答えさせていただきます。

むつ市ふれあい温泉川内外4施設は、平成20年

度から平成22年度まで行われております。本年度分は途中でありますので、平成20年度と平成21年度の2カ年の収支についてお答えいたします。

平成20年度の5施設の合計収入は、指定管理料1,287万円を含めて3,549万円であります。支出は賃金、燃料等合わせて3,517万円で、32万円の黒字でありましたが、脇野沢温泉を除く4施設の収支は、168万円の赤字となっております。平成21年度は、収入が3,314万円、支出が3,056万円で、258万円の黒字となりましたが、脇野沢温泉を除く4施設では60万円ほどの赤字となっております。

黒字の主な理由は、脇野沢温泉の料金の改定により収入がやや改善したことや、休館により予定されていた支出が圧縮されたことによるものであります。平成20年度と平成21年度とも結果的に黒字となっておりますが、脇野沢温泉の休館による支出の減に起因するものが大きいと考えております。

平成20年度からの指定管理料の積算に当たっては、平成16年度から平成18年度の実績により行っておりますが、入浴客や野平高原交流センターの利用者が多かった時期でありましたので、収入の積算が高くなっておりますことから、平成19年度あたりからの利用者減少により、平成19年度と平成21年度の収入の比較をいたしますと、約500万円ほどの減少となっております。

平成23年度以降の指定管理料の積算におきましては、平成20年度と平成21年度の利用実績に基づき、入浴客の減少等を考慮した収入額としておりますほか、支出についても平成20年度と平成21年度の実績を踏まえ、全体の経費を見直すことにより、収入2,556万円、支出3,950万円と積算し、収入から支出を差し引いた1,393万円を指定管理料としたところであります。これにより平成20年度の指定管理料と比べて約106万円の増加となったものでございます。

以上です。

○議長（村中徹也） これでは横垣成年議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。29番齊藤孝昭議員。

○29番（齊藤孝昭） ぜひ市長にお答えしていただきたいのですが、今一連の4議案は指定管理者の指定にかかわる議案でありました。理事者側の答弁は、人が来ないと物が売れないからとかという内容で指定管理料を増額しているのだというふうな答弁がほとんどでありました。そもそも指定管理制度というのは、施設の管理運営だけだったはずですが、人が来ないと物が売れないとかというのは、その増額とか減額の理由にはならないはずですが、それをあえて4議案とも理事者の皆さんは、物が売れない、人が来ないという理由で金額を変えております。そのところの考え方、市長はどういうふうに思っているのかお答えください。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 物が売れない、人が来ないというふうなこと、やはりこれは気象条件、それから観光客の流入、それから先ほどお話をしました施設の老朽化、そういうふうなものがあると思います。その中で指定管理料が上がっているというふうなご指摘でございます。その部分においては、私どもはしっかりと積算をして、その状況を把握した中での提案をさせていただいていると、このようにご理解をいただきたいと思っております。

ただ、その中で、これまで公がさまざまなその施設を運営してまいりましたが、この指定管理をすることによって、その部分での全体のコストダウンということはしっかりと図られておるわけでございます。さらに、民のさまざまなアイデア、それから運営の仕方、そういうふうなものがこの指定管理の施設の中で十分私は生かされている

と、このように思っております。

○議長（村中徹也） 29番。

○29番（齊藤孝昭） 余り厳しく言うつもりはありませんが、指定管理者の公募をするときも、もう1社しか応募しないというふうな現状を考えると、やはりこの指定管理、今4議案で出した指定管理の場所が本当に苦しいと思うのです。ぎりぎりで、その金額に基づいて業者の皆さんが一生懸命頑張っていると思うのですけれども、そこどころいろんなもう少し幅広い考え方も指定管理者を指定するときの土台にするべきではないかと。さらに、その金額の選定に当たっても、繰り返しますが、人とか物とか、そういう問題ではなくて、そもそも指定管理の基本に返って、施設の管理運営というふうな考え方から管理料も決めるべきだなというふうに思っていますので、総務政策部長、何か言いたいことがありましたら、ぜひ答弁してもらいたいのですけれども。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 今応募が少ないというふうなこと、説明会にはかなりの件数が来ておるところでございます。しかしながら、応募しているところは1団体と。そういうふうな形の中で、つまりこれは我々の積算がかなり厳しいというふうな見方もまたできるのではないかなと。今齊藤議員、言わずもがな、自席の発言の中で、厳しくは言いたくないというふうなお話、しかしながら行政とすれば、積算をしっかりと厳しくすることによって、これは税金を投入しているわけでございますので、その積算を厳しくするというふうなやり方は、これからも私は変える必要性はないものと思っております。しかしながら、応募が少ないのは、やはりそういうふうな部分もあるだろうと、こういう見方もまたできるのではないかと、このように思っております。

あくまでも施設の管理に特化するべきというふ

うな部分、これはご意見として承りますけれども、ただ単に施設の管理だけだと、またこの指定管理制度自体に対する大きな考え方を変えていかなければいけない部分、つまり民の力をどうやって運営の中まで反映していくのかというふうなことが指定管理制度の主たるものというふうな考え方があるかと思しますので、その部分を十分考えていかなければいけないだろうと、このように思っております。

○議長（村中徹也） これで齊藤孝昭議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

以上で議案第76号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第76号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

◇議案第77号

○議長（村中徹也） 次は、日程第10 議案第77号 むつ市過疎地域自立促進計画についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、順次発言を許可します。まず、23番浅利竹二郎議員。

○23番（浅利竹二郎） 議案第77号 むつ市過疎地域自立促進計画についてお尋ねいたします。

私は、過疎地の定義は、人口減少にあると思うのですけれども、なぜ人口が減少するのかということについて、まず大畑、川内、脇野沢3地区の人口減少の主因は何だとお考えなのかお尋ねいたします。

○議長（村中徹也） 総務政策部長。

○総務政策部長（阿部 昇） お答えを申し上げます。

大畑、川内及び脇野沢3地区の人口減少の主因というお尋ねでございますが、当該3地区につきましては、ご承知のとおり旧来から多くの方々が基幹産業であります農林水産業に従事し、地域の発展、振興を支えてまいったところでございます。社会環境の変化、あるいは生業としての安定性などの理由から、事実上後継者離れが進んだこと、また景気の低迷等によりまして、近隣、近傍における就労の場を確保しがたいことなどから、域外に転出しているという、いわゆる社会減、これが主因だろうと考えられるところであります。

一方、人口減少問題につきましては、全国的な共通課題となっておりますが、出生率の低下、いわゆる少子化の進行というものが底流に重く横たわっているということも事実であろうと思えます。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 23番。

○23番（浅利竹二郎） それで、例えば合併した旧町村のところに行きますと、仕事をしたいけれども仕事がないと。そして、むつ地区にはパートその他いろいろ仕事があるのだけれども、なかなか出ていくためには当然足が必要だし、油代もかかると。その高い油代の中で、パート等については通勤手当等はないということで、なかなかそこから出てむつ地区まで行って働くのは大変だという声を聞きます。結果的になりわいが成り立たないと引き払ってむつ地区に引っ越すか、または県外等に行くことになるのですけれども、今現在合併した旧町村の人たちの仕事をむつ地区に求めたいという、その通勤手当とかそこら辺の観点について改善の余地がないのかお伺いいたします。

○議長（村中徹也） 経済部長。

○経済部長（櫛引恒久） 議員ご発言の趣旨は、3地区に居住している方が、むつ地区に就職を希望しているにもかかわらず、通勤する手段もしくは

その費用がなく就職できない場合があるのではないかとのお尋ねでございます。そういった場面もあるものと考えられます。

また、地元で就職したいといった求職されている方の意識の問題もあろうかと思えます。さらには、何かあった場合に対応が素早くできるように、なるべく近くの人を雇用したいという企業サイドの意向もあるのではないかと考えてございます。

○議長（村中徹也） 23番。

○23番（浅利竹二郎） いろいろそれぞれ雇用する者、雇用される側の立場があると思えます。しかしながら、やっぱり過疎から抜けるためには生活が成り立たないといけないわけですので、この3地区からむつ地区に就労を希望する者に対する就労支援の対策とか、企業への支援として通勤手当に係る企業等への助成等についてできないのかどうか、再度お尋ねいたします。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） これは、お気持ちはわかりますけれども、全体の中での公平性というふうなことを考えますと、例えば旧むつ市から旧町村部のほうへお仕事に行っている場合もでございます。そういうふうな方々も結構いるわけでございます。これは、合併した地域ではございません。例えばむつ市から東通村へ、そしてむつ市から六ヶ所村へ。そういうふうな形の中でもお勤めをなさっている部分がございます。それを一概にひっくるめまして、全部をひっくるめまして、これを例えば通勤手当を補助するというふうなことは非常に公平性を欠くものであると、このように私は考えておりますので、なかなか厳しいものがあると、こういうふうになります。

○議長（村中徹也） これで浅利竹二郎議員の質疑を終わります。

次に、25番中村正志議員。

○25番（中村正志） 議案第77号につきまして質疑

をさせていただきます。

この事業計画が盛られておりますが、この事業の財源はどのようなものになるのでしょうか。過疎債ということでもいいのでしょうか、そのあたりのことをまずお聞きしたいと思います。

また、これらの計画されております事業は、この平成27年度までの計画期間のうちに達成されるものなのかどうか。

以上、お聞きしたいと思います。

○議長（村中徹也） 総務政策部長。

○総務政策部長（阿部 昇） お答えを申し上げます。

まず、過疎地域自立促進計画、このものの趣旨から説明させていただきますが、これは主に過疎地域自立促進特別措置法に基づく財政上の特別措置であります。今お話しした過疎対策事業債、これの活用を確保しながら、産業基盤、交通通信体系、生活環境基盤の整備など、旧川内町、旧大畑町及び旧脇野沢村の3地域における自立促進、振興を図るため、重要と考えられる事業を網羅的に掲載しているものでございます。

そこで、お尋ねの事業の財源につきましては、その過疎債を初め補助金などの特定財源が主として見込まれるものでありますが、具体的には各年度の予算編成において地域の実態あるいは財政健全化、そして財政運営に当たってのいわゆる要諦とされております必要性、緊急性、効果性という観点から総合的に勘案、精査、検討を加えたいうえで有利な、その時期時期での有利な財源の組み合わせの確保を図ると、こういう仕掛けでご理解いただきたいと思います。

次に、事業は計画期間内で達成されるのかということにつきましては、本計画に搭載されているすべての事業が計画期間内に実施できるという保証、前提は必ずしも成り立つものではございませんが、計画に搭載するということによって有利な

財源である過疎債の活用手段を担保するメリット、逆に言いますと、この計画に搭載しておらなければ過疎債を充当しようにも仕掛け的には、制度的には立ち行かないということがございますので、そういった過疎債の活用手段を担保するメリット、つまりは財政的な柔軟性を確保しているというところでございますので、ご理解をいただきたいと存じます。

○議長（村中徹也） 25番。

○25番（中村正志） 理解はいたしました。これらの計画は網羅的に、あるいは期間内での達成の保証はないけれども、このことによって過疎債のほうを活用できる、担保をとりたいというふうなお答えだったと思うのですが、私この計画と、あと前に渡されましたむつ市長総合計画の平成22年から平成24年の実施計画のほうと照らし合わせてみたのですけれども、ほぼ七、八割はこれにのっかっているということで、ある程度過疎地域自立促進計画に盛り込まれた計画というのは間違いなくやるのだなというふうな感じは受けております。

そこで、その前の平成17年度から平成21年度の過疎地域自立促進計画のほうを見させてもらったのですが、ちょっと時間がなくて、つき合わせして、全部できているかどうかという確認はとれてはいないのですが、それを見ますと、この今の議案第77号のほうに継続してのっている計画もあるということで、その観点からいいますと、前回の平成21年度までの過疎地域自立促進計画の達成度というのはどれくらいになっているのでしょうか。

○議長（村中徹也） 総務政策部長。

○総務政策部長（阿部 昇） 平成17年度から平成21年度までの実績でございますが、計画額が約99億円という計画でございましたが、実績としましては約53億円ということで、五十三、四という結果にとどまったところでございます。議員お

話しのように、そのスパンでできなかった事業、こういったものもよく玩味しまして、平成22年度からの計画に、その辺の必要性を見きわめたうえで適宜に事業構築を図っていくという、そういう精神で取り組んでおりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（村中徹也） 25番。

○25番（中村正志） あと前回の計画と今回の計画を見ますと、より具体的といいますか、実現の可能性のある事業に絞ったというふうな形で私は見ているのですが、今回の計画に当たっては、そういうふうな考えも持った計画だったのでしょうか。

○議長（村中徹也） 総務政策部長。

○総務政策部長（阿部 昇） 先ほどの答弁の中で、その財源としての効果性のある過疎債、これを充てる、充当するための活用の道を開くといった点から申し上げますと、先ほど答弁いたしましたように、全部網羅したものの、網羅性を確保したものの、必ずしも実績ということには結びつかないものもあるかと、この中での取舍選択ということがあるかと思えます。そういう意味においては、実効性という点で、今ただちに保証できるものではないと。しかしながら、ベースとしてはこれまでの計画ベースと大体同様の視座でとらえてございますので、引き続きいろんな財源更正の努力をしながら実効性のあるものに努めてまいりたいということでございますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（村中徹也） これで中村正志議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。11番馬場重利議員。

○11番（馬場重利） 1つお伺いします。

この制度、過疎債を含めて、この制度を活用して、いわゆる事業を計画したと。これは、長期総

合計画の実施計画にも盛り込まれているわけですが、これが例えば事業途中で廃止あるいは中止ということが出来るのかどうか、その辺をお伺いいたします。

○議長（村中徹也） 総務政策部長。

○総務政策部長（阿部 昇） お答えをいたします。

長期総合計画は、今お話しのように、各自治体における最上位の計画でございますので、そういった最上位の計画の理念を体現する、整合を図るという意味において過疎のこの計画も整合を図っているものでございます。

その計画でございますので、できるだけ努めるという理念は持ちつつも、時々的情勢によっては事業を変更しなければならないような場合も、それは生じ得るということでご理解いただきたいと思えます。

○議長（村中徹也） 11番。

○11番（馬場重利） 計画は3年計画、あるいは5年にわたっての計画、これは6年ですか。往々に出てくると思うのです。例えば事業を行ってきたけれども、いわゆるハード面でも事業をやっているけれども、これ先行き考えると、やっぱりちょっとまずいのではないかと。これで廃止しようとか、そういうのが出てくるものも恐らくあるだろうと思うので、そういうことがこの制度を使っているのだよと、過疎債を使ったのだと、これが縛りにならないかどうかということを知りたいのです。

○議長（村中徹也） 総務政策部長。

○総務政策部長（阿部 昇） そういう事業に過疎債を充当したから、また途中で事業変更をしたから過疎債を使うということが足かせになると、制約になるということとはございません。

○議長（村中徹也） これで馬場重利議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村中徹也) 質疑なしと認めます。

以上で議案第77号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第77号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

◇議案第78号

○議長(村中徹也) 次は、日程第11 議案第78号 むつ市土地開発公社の解散についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村中徹也) 質疑なしと認めます。

以上で議案第78号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第78号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

◇議案第79号

○議長(村中徹也) 次は、日程第12 議案第79号 市道路線の廃止についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村中徹也) 質疑なしと認めます。

以上で議案第79号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第79号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

◇議案第80号

○議長(村中徹也) 次は、日程第13 議案第80号

市道路線の認定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村中徹也) 質疑なしと認めます。

以上で議案第80号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第80号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

◇議案第81号

○議長(村中徹也) 次は、日程第14 議案第81号 むつ市固定資産評価審査委員会の委員に選任する者につき同意を求めることについてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村中徹也) 質疑なしと認めます。

以上で議案第81号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第81号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、議案第81号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よつ

て、議案第81号は、これに同意することに決定いたしました。

◇議案第82号

○議長（村中徹也） 次は、日程第15 議案第82号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

以上で議案第82号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第82号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、議案第82号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は適任と認め、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

◇議案第83号

○議長（村中徹也） 次は、日程第16 議案第83号 平成22年度むつ市一般会計補正予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありませんので、順次発言を許可します。まず、12番岡崎健吾議員。

○12番（岡崎健吾） 議案第83号について、2点ほど質疑させていただきます。

まず1点目は、補正予算書14ページ、歳出第5款労働費、第1項労働諸費、第3目の緊急雇用等対策費の中の委託料に緊急雇用創出事業費（漁業高水温被害対策事業）として2,000万円ほど計上されておりますが、この事業内容について。

2点目として、15ページ、第6款農林水産業費、第4項水産業費、第2目水産振興費の中の負担金補助及び交付金にほたてがい母貝確保緊急対策事業費補助金として500万円ほど計上されておりますが、この補助金の詳細について。

以上、2点についてお伺いしたいと思います。

○議長（村中徹也） 経済部長。

○経済部長（櫛引恒久） 岡崎議員のお尋ねにお答えいたします。

まず1点目であります。緊急雇用創出事業費（漁業高水温被害対策事業）の内容についてでございますが、ホタテガイの水揚げ出荷作業が大幅に減少することに伴い、失業状況にある漁業関係者の雇用確保を目的として、県の補助事業である緊急雇用創出事業を活用し、地まき漁場有害生物等除去事業、漁港海岸清掃事業及び密漁監視事業の実施を計画しているところであります。

事業概要といたしましては、まず地まき漁場有害生物等除去事業につきましては、地まきホタテガイ漁場において、ヒトデなどの有害生物の除去を行うものであり、事業費は1,262万円、雇用人数は延べ630人を予定しております。むつ市漁協への業務委託により実施する計画であります。

次に、漁港海岸清掃事業については、漁港及び周辺海岸の清掃作業を行うものであり、事業費は473万7,000円、雇用人数は延べ300人を予定しており、むつ市漁協への業務委託により実施する計画であります。

次に、密漁監視事業については、むつ市大湊地

区、川内地区、脇野沢地区の海岸域においてナマコの密漁監視を行うものであり、事業費は266万2,000円、雇用人数は延べ360人を予定しており、むつ市、川内町、脇野沢村の各漁協への業務委託により実施する計画であります。

なお、この3事業を合わせまして、事業費は2,001万9,000円となり、延べ1,920人の雇用が創出されるものと見込んでいます。

次に、ご質問の2点目、ほたてがい母貝確保緊急対策事業の詳細についてであります。ほたてがい母貝確保緊急対策事業は、来年春に産卵する母貝を確保するため、漁業者がホタテガイの産卵が終わるまでの間出荷を抑制することにより、この間の産卵に伴う重量の減少やへい死に伴う経済的損失に対応するため、むつ湾漁業振興会が行う2億円の基金造成に対し、青森県が1億円を補助するほか、関係7市町村から6,000万円の補助を行うものであります。

事業の内容としては、出荷を抑制した漁業者に対し、産卵後の出荷数量にキログラム当たり100円を上限に上乘せすることにより、この損失を補てんすることとし、4月以降の出荷量に換算して2,000トンをめどに母貝を確保するための経費2億円を基金造成することとしたものであります。むつ市の助成額500万円につきましては、7市町村6,000万円に対し、各市町村所属漁協のホタテガイ適正養殖数量制度のタスクの数量配分、むつ市7.8%であります。これをもとにして算出されたものであり、母貝を確保することにより、採苗に寄与し、来年以降の生産量の回復とホタテ養殖産業の早期再生を図るものであります。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 12番。

○12番（岡崎健吾） 事業内容については理解いたしました。年末で職員の方々も何かとお忙しいとは思いますが、事業名も緊急とうたっております

ので、今回被害を受けられた非常に厳しい状況にあります漁業関係者の方々のためにも、本議案が成立したら早急に事業に着手していただきたいと思っております。

それから、去る11月30日の新聞報道に、県はこの夏の高温による陸奥湾産ホタテガイと水稻の被害対策として県農林漁業災害経営資金融通成条例を発動するという発表がありました。現在県議会でこの条例にかかわる補正予算が審議中ということでもあり、詳しいことは難しいと思っておりますが、わかっている範囲で結構ですので、この条例の内容について。また、本条例が正式に発動された場合、むつ市としてどういうふうなかかわりがあるのかお伺いしたいと思います。

○議長（村中徹也） 経済部長。

○経済部長（櫛引恒久） お答えいたします。

県では、ことしの夏の高温によるホタテや水稻、野菜、果樹などの被害対策として、青森県農林漁業災害経営資金融通成条例を発動し、被害を受けた漁業者や農業者の経営資金の借り入れに対し、利子の一部を助成することを検討しているところであります。市といたしましても、関係団体と連携して、被害を受けた漁業者や農業者の被害状況を把握するとともに、融資相談や資金需要の取りまとめを進め、青森県農林漁業災害経営資金融通成条例の発動を受けた後、速やかに融資ができるよう事務を進めているところであります。市のほうでは、これに関連いたしまして、利子補給が必要になってくると思われま。

○議長（村中徹也） 12番。

○12番（岡崎健吾） 最後になりますが、昨日WMO世界気象機関から、ことしの世界の平均気温が観測開始以来最も高い水準になるとの見通しが発表されました。その中で長期的傾向は著しい気温上昇を示しているとしたうえで、今後対策をとらなければさらに上昇が続くと指摘しております。

地球温暖化によって、来年以降も陸奥湾の高水温化が続くのではないかと危惧されますが、今後の陸奥湾の高水温対策はどのようになっているのかお伺いしたいと思います。

○議長（村中徹也） 経済部長。

○経済部長（櫛引恒久） まず初めに、先ほどお答えいたしました雇用の延べ人数でございますが、1,920人とお答えいたしました。正しくは1,290人でございますので、訂正をさせていただきます。

それでは、今後の高水温対策についてお答えいたします。今回の高水温によるホタテガイへの死の対策の一環として、県では大学、国、県の研究機関や県、市町村のホタテガイの専門家などで構成する陸奥湾ホタテガイ高水温被害対策専門家委員会を設置し、高水温に対応したホタテガイの養殖技術や他の魚種との複合養殖等を検討することとしております。市といたしましては、県や関係団体と連携し、ホタテガイの安定生産に対する技術的な指導や、ナマコとの複合経営を推進するため、漁協と共同してナマコの資源調査や資源管理を進め、漁業経営の安定を図ってまいりたいと考えているところであります。

○議長（村中徹也） これで岡崎健吾議員の質疑を終わります。

次に、5番横垣成年議員。

○5番（横垣成年） 2点ほどお願いいたします。

まず、10ページの土地開発公社5,500万円というのがあるのですが、この内訳をお伝え願いたいと思います。

2点目ですが、15ページの関根浜地区漁村再生交付金事業2億1,300万円の補正と、かなり大きい補正ですので、この内容もお伝え願いたいと思います。ということは、当初の予定より膨らんだというふうに考えていいのか。結局総事業費は幾らになって、むつ市の負担は幾らになる予定なの

か、そのところを教えてもらいたいと思います。

また、地元の人が言っていたのですが、なぜ海を埋めているのだというふうにちょっと私に言われまして、組合員は何人もいないのに、なぜこんなにお金をかけるのかというふうに地元の人が言っていましたので、地元への説明というのは行ってやっている事業なのかどうかというのもちよつと確認させていただきたいと思います。

ちなみに、組合員というのは関根浜漁協は何人いるのでしょうか。このたびの夏の異常高温、これは関根浜漁協へはどういう影響があったのかというのもお知らせしてもらえればなというふうに思います。

以上です。

○議長（村中徹也） 総務政策部長。

○総務政策部長（阿部 昇） まずお尋ねの1点目でございますが、総務管理費、企画費の補正額が5,500万円ということで、その内容についてのお尋ねでございます。平成10年5月に大畑漁港用地内に土地1万35平米を当時1億1,000万円で取得をしてございます。債務負担行為にありますように、平成33年度まで返済を予定していたところでございますが、この間の県の指導のもとに、平成18年3月でございますが、そこで策定いたしました土地開発公社の経営の健全化に関する計画、これに基づきまして、平成22年度中に利息も含めた残金6,141万円、これを償還して債務を解消し、解散するという考え方で計画でございます。それに基づきまして措置したわけでございますが、当初予算で元金500万円と利息分141万円の計641万円を計上してございましたので、今回残りの償還分5,500万円を補正するというところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（村中徹也） 経済部長。

○経済部長（櫛引恒久） 関根浜地区漁村再生交付金事業についてのご質問にお答えいたします。

今回の補正予算は、当初からの事業費が膨らんだものではなく、全体の計画を前倒して実施するというので、国の緊急総合経済対策に係る補正予算を活用し、平成23年度に計画していた船揚場、泊地用地等を増嵩し、事業の促進を図るものであります。

関根浜地区漁村再生交付金事業は、平成19年度から平成23年度までの5カ年、総事業費20億円で計画しており、主な事業内容としては、第二北防波堤の改良を延長105.8メートル、第三西防波堤の新設延長272.8メートル、魚礁設置が100基、船揚場の新設が延長95メートルとなっており、事業費の負担区分は国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1となっております。

また、関根浜漁業協同組合におきましては、平成18年10月に理事会で、平成19年6月には総会で漁港拡張の決議をしており、平成20年4月に地元漁業者への工事の説明を行っております。お尋ねの現在の組合員数は、正組合員でございますが、96名となっております。

次に、異常高温の関根浜漁協への影響は、津軽海峡においても陸奥湾と同様に水温は7月下旬から高目に推移し、9月上旬には平年より3度以上高い25度を超える日も観測されております。このような水温と水揚げとの相関関係については解明されておきませんが、例年ではこの時期にとれるスルメイカや9月、10月にとれるヒラメ、サケなどが不漁でありました。11月中旬から水温の低下に伴ってイカ、ヒラメ、サケ等の漁獲量が徐々に回復しつつあり、11月末現在では、前年同期と比較して、約8割程度の水揚げとなっております。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 5番。

○5番（横垣成年） 関根浜の漁村再生のほうであります。これは組合のほうだけが決議を上げたとかということではありますが、地元に住んでいる

住民の方への説明というのはあったのかどうか、再度確認させていただきます。

○議長（村中徹也） 経済部長。

○経済部長（櫛引恒久） 漁業者以外の説明会等は開催してございません。

○議長（村中徹也） 5番。

○5番（横垣成年） 風間浦村の漁協の方からも聞いたことがあるのですが、こういう事業は漁協でも確かに決議を上げたりするのだけれども、実際事業をやるという段取りになると、ほとんど詳細がわからないで進められていくとか、実際の組合員さんからそういう話を聞いたものですから、この決議を上げたのはいいのですけれども、その進め方、どういうふうにつくってどうなるよとかという、そういう詳細な説明というのは組合でもされて実施しているものかどうか、そこをまた再度確認させていただきます。

○議長（村中徹也） 経済部長。

○経済部長（櫛引恒久） 組合員の皆様には、ご説明申し上げます。

○議長（村中徹也） これで横垣成年議員の質疑を終わります。

次に、25番中村正志議員。

○25番（中村正志） 一般会計の補正予算の中の総務費、総務管理費、人事管理費、また教育費の教育総務費、事務局費、要は今回の臨時職員の賃金についてなのでありますが、このたびの臨時職員の増員というのは何名なのか。また、今回の増員を足しまして、平成22年度での臨時職員が総勢何名か、また総額は幾らになるのか教えていただきたいと思っております。

それに加えて、将来的な見通しといたしまして、このように退職者一部不補充が進んでいきますと、この臨時職員の採用というのはどのようになっていくのか、今後の臨時職員の採用について、このことを含めましてどのような計画を立て

ているのか、あわせてお聞きしたいと思います。

○議長（村中徹也） 総務政策部長。

○総務政策部長（阿部 昇） それでは、お尋ねの1点目の総務費、総務管理費のうちの人事管理費に係る臨時職員賃金の補正部分、それとお尋ねの2点目、3点目につきましては、市としての全体的な考え方ということで回答させていただきますので、ご了解いただきたいと思ひます。

まず、お尋ねの1点目でございますが、このたびの補正予算に係る臨時職員の増員は何名なのか、平成22年度では総勢何名で臨時職員賃金の総額は幾らになるのかとお尋ねでございますが、当初予算では40名分を見込んでおりましたが、4月の人事異動において退職者不補充分をカバーするため、あるいはブロードバンド基盤整備事業等の当初予定されていなかった事業や職員の病休代替等のための事務補助として配置する必要が伴いましたことから、20名増員したものであります。これによりまして、平成22年度の人事管理費で支出する臨時職員賃金の総額は、当初予算40名分の5,316万円に対しまして、20名増員分2,220万7,000円をこのたび増額補正し、合計で60名分の7,536万7,000円となるとところでございます。

次に、ご質問の2点目の将来的な見通しとして退職者一部不補充が進むと臨時職員の採用はどうなっていくかということでございますが、今後の数年に関しましては、職員数が退職者不補充により毎年度20名前後の削減となる予定になっておりますので、職員1人当たりの業務量増加や職員の健康管理上の配慮からも事務補助としての臨時職員の雇用は増加傾向にならざるを得ないのではないかと考えてございます。しかし、これにつきましては過渡的なものと考えておまして、この定年退職者が多い時期が過ぎますと、退職者と新採用者とのバランスのとれた採用ができることにより職員数も安定し、行政のスリム化を推し進める

ことで臨時職員数は減少傾向に転ずるものと考えてございます。

次に、ご質問の3点目、今後の臨時職員の採用についてどのような計画を立てているのかということでございますが、臨時職員の雇用につきましては、業務の民間委託や市民とのワークシェアリング等によりさらなる行政のスリム化を図るとともに、職員の人材育成、配置の適材適所、あるいは人件費の抑制に努めながら、計画的に進めていかなければならないものと考えております。

また、現在定員適正化計画の見直し中ではありますが、この計画との整合性も図りながら、退職者不補充分を短絡的に補てんするのではなく、あくまでも事務補助的な業務での臨時雇用、つまりは地方公務員法上の臨時的任用といったものを基本として、所属長ヒアリング等により、その必要性を見きわめながら、配置の適正化を推進してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（村中徹也） 教育部長。

○教育部長（佐藤節雄） 臨時職員の採用の基本的な考え方につきましては、総務政策部長から答弁がありましたので、私のほうからは教育総務費、事務局費の臨時職員賃金の増額についてお答えいたします。

当初予算では、育児休業者代替職員と退職者不補充分として2名分を見込んでおりましたけれども、平成22年度の開始時点で、さらに退職者補充が1名生じたこと及び今年度実施しておりますサイバーパトロール事業と小中一貫教育に係る補助要員、これを1名配置したことによりまして、2名が増員となり、合計4名の配置になったところでございます。これによりまして、事務局費で支出する臨時職員の賃金は199万5,000円の増額補正をお願いいたしまして、総額572万5,000円を予定するものであります。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 25番。

○25番（中村正志） 後半の部分ではありますが、要はやはり今後も職員の数は減っていきます。しかしながら、業務量は今の政治の流れを見ると、ふえていくと。そういう中であって、職員と臨時職員、あるいは今まで以上に事務事業を外部に出していく、こちら辺の割合をどうするか、これが一番今後重要になってくると思うのです。今すぐは多分答えは出ないと思うのでありますが、まだまだ職員でなくてもできる仕事、臨時職員に任せてもいい仕事というのが役所の仕事の中にはあると思いますので、ぜひともその辺の仕事の事業の内容等々を見きわめた今後の計画のほうを早急に立てていただいて、今部長がおっしゃいました人員計画のほうにぜひとも反映していただきたいということを述べて、質疑を終わりたいと思います。

○議長（村中徹也） これで中村正志議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。29番齊藤孝昭議員。

○29番（齊藤孝昭） ただいまの中村議員の質疑に追加の質疑になるかと思いますが、臨時職員20名分の賃金を補正したという話ですが、まずは臨時職員の採用の仕方について、大分前からいろんな方に言われているのですが、むつ市の臨時職員の採用は、むつ市に直接登録をしてくださいという方法ですが、登録はわかるものの、どういうふうな審査の方法で、どういうふうなやりとりで採用になっているのが全然わかりません。通常の例えば臨時の職員の対応だけの話をすると、ハローワークのほうに登録して、面接を受けてとかというふうなやり方になりますが、その臨時職員の採用について、なぜ市は独自に窓口を直接設けているのか、まずはそれをお知らせください。

あとは、臨時職員の配置についてであります、先ほどの話を聞いていると、退職者が出たので、その事務補助として採用するというふうな話ですが、退職されても長期の休業をしても、普通はそのグループまたは課とか係で担当業務を分担してやるのが普通だと思います。そして、時間外が多くなったり休みがとれないというふうな状況になると臨時職員欲しいと、採用したいというふうなお願いをして採用するのが通常のやり方だと思いますが、今までの一連の話でいくと、職員のあきが出たので、そこに臨時職員を充てるのだというふうな話でありましたので、そのところの基本的な考えをお知らせください。

○議長（村中徹也） 総務課長。

○総務政策部副理事総務課長（花山俊春） 議員お尋ねの1点目、臨時職員の採用の手続とか、そういうことについてまずお答えいたします。

臨時職員につきましては、毎年2月ころまでということで登録をしていただいております。採用の際には、登録された方の中から面接によりまして、その職種に適切な方であるかどうかということをとらまえて任用しているわけでございます。地方公務員法第22条の5項にその臨時の任用の場合の規定がございますけれども、臨時的任用に関しては、選考により採用できるということになっておりますので、そのような手続を踏まえているところでございます。

○議長（村中徹也） 総務政策部長。

○総務政策部長（阿部 昇） 先ほどの私の発言がちょっと舌足らずな点があったかもしれません。退職者がどんどん、どんどん、団塊の世代初めとして今その傾向が続いておりますが、臨時職員の採用に当たりましては、その退職者の不補充の政策をあくまでも補完すると、補うということでございますので、それが短絡的にただ単に穴があいたのでそこを埋めるという考え方は毛頭持ってお

りません。あくまでもその辺のところは各所属長と十分に仕事の業務の状況を精査、協議、調整を図ったうえで、そのうえで必要性を見きわめ、配置しているということでございます。

それから、関連して申し上げますと、グループ制といったものが平成21年度から導入されました。これもある意味で退職者一部不補充政策に対しての別働の補完するシステム、制度設計ということでございまして、課内あるいはグループ内の相互横断性、弾力性といったものを確保すべく今徐々に緒につき、また本格化を始めているということもつけ加えさせていただきます。

○議長（村中徹也） 29番。

○29番（齊藤孝昭） 仕事を求めている人がむつ市内にもたくさんいらっしゃると思いますが、やっぱり事務職として働きたいという人もたくさんいらっしゃるのです。そこで、先ほども言いましたけれども、むつ市の臨時職員の採用については、不透明なところが余りにも多過ぎて、2月までに登録した者というものの、登録したのはいいのですけれども、ではいつ自分の番が回ってくるのかとか、何人採用してもらえるのかとか、どこの部署またはどこの分庁舎で何人募集しているのかという情報が全くないのです。一方的に行政から登録しなさいと、あいたら採用しますというふうなやり方は、果たして今の時代に合うのかというふうなことも、先ほど法的にという話もちらっと言いましたけれども、それでいいのかという疑問もありますので、検討する余地がもしあるのだったらお答え願いたいと思いますが、法的にそういうやり方が認められているというのだったら、それでもいいのですけれども、私は今のやり方は余りいい方法ではないと思っていますので、答えられる範囲の中でいいのですので、もし答えることがありましたらお知らせください。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） この臨時職員の部分、2月までに登録をしていただいて、そして仕事が出たらというふうな状況でございますので、先ほど来お話しのように、例えば病欠だとか、それから育児だとか、そういうふうな形の中で突然出てくるものもでございます。そういうふうな意味合いで登録だけはしておいてくださいと。こういうふうな形で登録している方々に、臨時職員として任用する場合には連絡をするという制度を今とっているわけでございます。

しかしながら、いつというふうなところが、定期的に非常に不透明な、不透明というよりも、我々自体もやはりそういうふうなところがございませぬ。また、応募している方々、そういうふうな部分でちょっと不安な部分、こういうふうなことの今ご指摘だと思います。その部分については改善するところは改善をして、例えばことは何人と、その何人もなかなか推計できないので、こういうふうな補正予算というふうな形で出さざるを得ない状況もあるわけでございます。当初で何人というふうな部分、そこがなかなかできないでこうやって補正をしているところがありますので、ただいま齊藤議員のご発言の趣旨を今後我々もよく研究させていただきたいと、このように思います。

先ほどの法の中での、それに従って臨時職員はできるというふうな、その部分を採用しておりますので、その形で今進めているというふうな状況でございます。ただいまのご意見を研究をさせていただきますと、このように思います。

○議長（村中徹也） 29番。

○29番（齊藤孝昭） よくわかりました。

それでは、今回20名の臨時職員の採用ということで受けとめて、では2月までの登録者が20名いなかった場合、どのように採用する予定だったのでしょう、最後にお知らせください。

○議長（村中徹也） 総務課長。

○総務政策部副理事総務課長（花山俊春） 今回補正いたしました20名の部分につきましては、4月の段階で人事異動によりまして、退職になって、業務的な部分で補充が必要だという部分において、4月の当初から補充しております。今回の場合は、2月までで登録されている方については4月以降の採用ということで広報しておりまして、応募された方の中で足りたわけですけれども、もし臨時職員のほうの応募が少ないと、そういう場合においては、当然ながら業務のほうの見直しを図りながら、職員同士での対応というふうなことも考えなければいけないでしょうし、または臨時の募集をさらに公募すると、そういうふうな手だてをして対応してまいることになるかと考えております。

○議長（村中徹也） これで斉藤孝昭議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。4番工藤孝夫議員。

○4番（工藤孝夫） 2点ほどお尋ねいたします。

臨職の場合は何年契約なのか、これが1つ。それから、長い人で継続して雇用されている人は何年間臨時職員でいるのか、この2点をまずお尋ねしたいと思います。

○議長（村中徹也） 総務課長。

○総務政策部副理事総務課長（花山俊春） 臨時職員の契約年数というまず1点目でございます。地方公務員法第22条第5項、先ほど申し上げましたけれども、その部分で臨時職員の任用ということは法的に定められております。その中では、臨時的な任用ということで6カ月を限度、それでさらに必要な場合は、さらに6カ月の延長をもって1年を限度とするというふうな規定がございます。当市の場合は、その労働基準法的なものもございまして、それも勘案しながら、ちょっと長い年数にわたって雇用されている方もおられます。ただし、それについては任用期間の区切り

をつけまして、継続という形ではなく任用しております。

実際の臨時職員のその継続年数、何年にわたって任用されている者がいるのかという部分については、申しわけございませんが、今手元にそのデータはございませんので、後ほどお答えしたいと思っておりますけれども、その雇い入れをする職種によりまして、例えば単なる事務補助ということであれば、代替がきく方もいらっしゃるわけですけれども、臨時職員の場合でも、例えば保育士とか、そういうふうな免状を必要とする方とか、または専門の技術的なものをとらえて任用したいというふうな部分もありますので、そういう方についてはどうしても代替が見つからない場合は、ちょっと長く雇用するという、そういうふうなことになってしまうことがございますので、ご了解いただきたいと思っております。

○議長（村中徹也） 4番。

○4番（工藤孝夫） そのデータがない部分は、後で結構ですので、お知らせ願います。

免許証だとか、そういう専門的なものが必要だということでも長くなっている、そういう職種もあるということですが、そういう場合は正職で雇用するということになるのが私は自然なのではないかなという気がしますが、その点の考え方はどの辺に置いておりますか。

○議長（村中徹也） 総務政策部長。

○総務政策部長（阿部 昇） 先ほどのスタッフのお答えの中にもありましたが、臨時職員はあくまでも地方公務員法の趣旨にのっとり、臨時的任用という趣旨でございますので、継続する場合においても6カ月以内、そして更新する場合がワンチャンスということで、私どものほうはその法の趣旨にのっとり、継続ということでのしに新たな任用という合法的な形で、事実上有資格者等に関連するような業務については長きにわたるよう

なこともありますよということをご理解いただきたいと思いますが、それと正式採用とは全く地方公務員法上の任用の位置づけが違います。したがって、それはそれで別途の採用試験、それをもって採用ということになるのが筋だと、このように考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（村中徹也） これで工藤孝夫議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。3番新谷泰造議員。

○3番（新谷泰造） 9ページの雑入の歳入不足額1,172万6,000円の原因を教えてくださいののですが。

以上です。

○議長（村中徹也） 財務部長。

○財務部長（下山益雄） お答えいたします。

雑入についてでございますけれども、これは今回の補正の案件に係ります財源の結果、財源が不足した部分、いわゆる補助とかさまざまな起債とか歳入があるわけでございますけれども、一般財源が不足したという部分でございます。

以上でございます。

○議長（村中徹也） これで新谷泰造議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。26番佐々木隆徳議員。

○26番（佐々木隆徳） 前段で岡崎議員がかなり細かく質疑いたしまして、答弁いただきましたけれども、15ページの水産振興費500万円について若干質疑したいと思います。

先ほど部長がキロ100円を上限にということをご答弁いただきましたけれども、言葉じりをつかまえてちょっと申しわけないのですけれども、要するに出荷した部分に対して、全部に対してキロ100円、母貝ですけれども、もしくは例えば50円なり80円なり100円なりという段階的なものがあるのか、その辺について伺います。

○議長（村中徹也） 経済部長。

○経済部長（櫛引恒久） この事業は、事業実施主

体がむつ湾漁業振興会ということで、その2億円の基金をもってキロ当たり100円の補てんをするというふうな計画を立案したわけでございますが、ただいまその母体となります母貝の確保がどの程度進むのか、これによって、場合によっては2億円の基金が不足する場合も懸念されるといったことで今議論が進められているようでございます。そういう状況の中で、100円を上限という線が今出されておりますが、これも決定ではないようでございます。あくまでも現段階での基本的な考え方として100円をめどにということでございます。

○議長（村中徹也） 26番。

○26番（佐々木隆徳） 緊急雇用でいきますと、積算根拠等全部わかりますけれども、この件でいきますと、例えば母貝用ですから、2年、3年貝以上の貝になるかと思っておりますけれども、いつからの出荷で、もしくはいつまで対応するのか。また、2,000トン、2億円を超えた場合の対応等は、補正なりでやるかと思っておりますけれども、何かとすれば、もちろん現場の対応になるかと思っておりますけれども、2年貝、3年貝もしくは4年貝とか、そういった形でいけば、現場の対応というのはかなり複雑な、複雑といいますか、煩雑な対応になるかと思っておりますけれども、その点県の対策に乗じた形での500万円の支出かと思っておりますので、細かいその部分の内容がありましたらお知らせいただきたいと思っております。

○議長（村中徹也） 経済部長。

○経済部長（櫛引恒久） 今実施段階のほうで課題とされておりますのが、まず母貝の確保が2,000トン確実にできるのかどうか、これが1つでございます。

それから、その2,000トンにつきましても、各市町村、漁協の配分をどのようにするのか、こういった議論もでございます。当初我々に対する500万

円の補助要望については、先ほどの岡崎議員のご質疑にもありましたとおり、タスクの数量によって配分するということの要望を受けてございます。その2,000トンの数量の確保については、2年貝になるのか、半成貝になるのか、そういったことも含めて、ただいまむつ湾漁業振興会のほうで協議中というふうに伺ってございます。

○議長（村中徹也） これで佐々木隆徳議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。13番山本留義議員。

○13番（山本留義） 12ページの民生費、ここに補助金3,150万円とのっているのですけれども、これは地域密着型介護福祉施設に補助金を出すということだろうと思うのですけれども、この施設は介護保険が適用される施設ですか。

○議長（村中徹也） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（鴨澤信幸） この補助金につきましては、県の補助金がつきまして、それでこちらからまた交付するというものでございまして、介護保険の適用になるものでございます。

○議長（村中徹也） 13番。

○13番（山本留義） この施設は、介護保険、3年に1回の見直しがあると思うのですけれども、見直し前から計画された施設ですか、それともその後ですか。

○議長（村中徹也） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（鴨澤信幸） この施設につきましては、第5期分の前倒しということになっておりますので、現在その介護保険の決定する後になったものでございます。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 13番。

○13番（山本留義） 今までも施設の建設に当たっては、介護保険に大きくかかわるものですから、途中での施設建設というのは、市のほうで控えてほしいという、そういう形の中で進めてきたと思

うのですけれども、こういうことがあれば、今行われている介護保険料に関係があると思うのですけれども、その辺部長はどのように考えているのか。

○議長（村中徹也） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（鴨澤信幸） 介護保険、来年度から見直しに係る作業をするわけでございますけれども、施設ができるごとに介護保険料が上がっていくというのは事実でございます。ですから、その辺どれぐらいまで抑えられるかというのが今後の課題だと思っております。

以上でございます。

○議長（村中徹也） これで山本留義議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

以上で議案第83号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第83号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、議案第83号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

◇議案第84号

○議長（村中徹也） 次は、日程第17 議案第84号

平成22年度むつ市老人保健特別会計補正予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村中徹也) 質疑なしと認めます。

以上で議案第84号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第84号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、民生福祉常任委員会に付託いたします。

◇報告第17号

○議長(村中徹也) 次は、日程第18 報告第17号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

本案は、平成22年度むつ市一般会計補正予算について報告及び承認を求めるものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村中徹也) 質疑なしと認めます。

以上で報告第17号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております報告第17号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、報告第17号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本報告は承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、報告第17号は承認することに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長(村中徹也) 以上で、本日の日程は全部終わりました。

お諮りいたします。明12月9日は常任委員会のため休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、明12月9日は常任委員会のため休会することに決定いたしました。

なお、12月10日は一般質問を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後 零時26分 散会